

伊老告示第17号

職員の通勤手当支給規則（令和4年規則第2号）の一部を改正する規則について、別紙のとおりここに公布する。

令和 7年 9月 5日

伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合

管理者

岡 本 章

職員の通勤手当支給規則の一部を改正する規則

職員の通勤手当支給規則（令和４年規則第２号）の一部を次のように改める。
 なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 後	改 正 前
第１条～第１３条 略 （支給単位期間） 第１４条 略 ２ 前項第１号に掲げる交通機関等について、次の各号のいずれかに掲げる事由（前条第１項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。）が前項第１号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月）までの期間について、同項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。 (1) 略 (2) 育児休業法第２条の規定により育児休業をし、<u>育児休業法第１９条第１項に規定する部分休業（１日の勤務時間の全部について勤務しないこととなる場合のものに限る。）</u>をし、自己啓発等休業条例第２条に規定する自己啓発等休業をし、長期間の研修等のために旅行し、又は休暇により通勤しないこととなること。 (3)及び(4) 略 第１５条～第１８条 略	第１条～第１３条 略 （支給単位期間） 第１４条 略 ２ 前項第１号に掲げる交通機関等について、次の各号のいずれかに掲げる事由（前条第１項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。）が前項第１号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月）までの期間について、同項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。 (1) 略 (2) 育児休業法第２条の規定により育児休業をし、自己啓発等休業条例第２条に規定する自己啓発等休業をし、長期間の研修等のために旅行し、又は休暇により通勤しないこととなること。 (3)及び(4) 略 第１５条～第１８条 略

附 則

この規則は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。